

四日市市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第3号

四日市市職員定数条例の一部を改正する条例

四日市市職員定数条例（昭和36年四日市市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第2条関係）	
機関名	職員定数
（略）	
選挙管理委員会の事務部局の職員	<u>5人以内</u>
（略）	
市立四日市病院の職員	<u>988人以内</u>
（略）	
合計	<u>3,441人以内</u>

改正前	
別表（第2条関係）	
機関名	職員定数
（略）	
選挙管理委員会の事務部局の職員	<u>3人以内</u>
（略）	
市立四日市病院の職員	<u>978人以内</u>
（略）	
合計	<u>3,429人以内</u>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(総務部人事課)